

自動車リサイクル法  
引 取 業  
新規・更新  
登録申請要領

令和 6 年 10 月

姫 路 市

登録申請書の提出先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地（東館3階）

姫路市農林水産環境局美化部産業廃棄物対策課

電 話 （079）221-2405

F a x （079）221-2954

## 1 はじめに

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）に基づき、自動車所有者から使用済自動車（廃車）の引取りを行う事業者は、業務を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事（又は保健所設置市長※）の登録を受けなければなりません。

（※兵庫県域における保健所設置市は姫路市、神戸市、西宮市、尼崎市、明石市です。）

## 2 申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン類法」といいます。）を遵守すること。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（以下(a)(b)のいずれか）を有することが必要です。
  - (a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
  - (b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。  
「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する」ことを示す書類としては、次の書類が考えられます。
    - i 自動車整備士の資格証等の写し
    - ii 中古自動車査定士の資格証等の写し
    - iii 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し
    - iv その他上記と同等と判断されるもの

(3) 自動車リサイクル法で定める以下の「欠格要件」に該当しないこと。

**欠格要件（自動車リサイクル法第45条第1項）**

**登録を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は登録されません。**

- 1 精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記1～5のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

### 3 登録申請書の提出

(1) 新規・更新登録申請について

「引取業者登録申請書」に必要な書類（4ページの「登録申請に必要な提出書類一覧」参照）を添付の上、正本1部、副本1部を提出してください。

※ 郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接窓口へ御持参ください。

※ 申請書等は下記の姫路市役所産業廃棄物対策課のホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000734.html>

(2) 更新登録申請について

引取業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受ける必要があります。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うこととなります。

なお、更新の登録申請は、現に有効な登録が満了する日の約1ヶ月前から受付します。

**更新の申請書の様式、必要な添付書類、提出部数については、新規の登録申請と同様です。**

## 4 申請手続について

申請書、添付書類の作成にあつては、以下のことに留意してください。

- (1) 記載例や提出書類一覧表を参考に申請書類を作成してください。
- (2) 申請書類はA4判とします。
- (3) 申請書類の審査を受付窓口で受け、添付書類又は記載事項に不備があれば修正してください。（申請書類を受理できない場合があります。）

## 5 申請手数料（令和6年10月1日現在）

業の区分	新規登録	更新登録
引 取 業	5,600円	3,600円

【午後3時まで】申請時にお渡しする納付書により三井住友銀行姫路市役所出張所（姫路市役所本館1階）で納付してください。

【午後3時以降】申請時に現金で納付してください。この場合、お釣りが出ないようにご協力をお願いします。

## 6 登録通知書

登録が完了すると、登録通知書が交付されます。登録通知書は当課の窓口で受け取ってください。ただし、登録通知書の郵送を希望される方は、簡易書留郵便により郵送しますので、申請時に宛先を記載した角2形（A4）封筒（郵便切手490円分を貼付）をご持参ください。

## 7 変更（廃止）届出について

登録申請書に記載した事項に変更があったときは、「引取業者変更届出書」と変更事項ごとに必要な添付書類（「引取業変更（廃止）届出要領」を参照）を変更があった日から30日以内に提出してください。又、廃止の場合は「引取業廃止届出書」を廃止の日から30日以内に提出してください。変更（廃止）届出については、郵送でも結構です。

## 8 新規登録される方へ

登録を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、引取業者として自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要となります（更新登録の際は、不要です）。登録申込みは「公益財団法人自動車リサイクル促進センター」が受付します。事業者登録申込書は公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページで入手可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

（事業者登録申込書類郵送先・お問い合わせ先）

**公益財団法人自動車リサイクル促進センター**

電 話 （050）3786-7755

〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ

## 引取業者(新規・更新)登録申請に必要な提出書類一覧

引取業者登録申請書（記載事項）
① 氏名又は名称・住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
② 役員の氏名（申請者が法人である場合）
③ 法定代理人の氏名・住所等（申請者が未成年者である場合） ・ 法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住所及び氏名 ・ 法定代理人が法人の場合は、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者と役員の氏名
④ 事業所の名称・所在地
⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
引取業者登録申請書に添付する書類
(1) 住民票の写し（申請者が個人である場合、住民票は本籍・筆頭者または国籍・地域記載のもので、マイナンバーが記載されていないものがが必要です。申請者が未成年者である場合は下記も提出してください。） ・ 法定代理人が個人の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍・筆頭者または国籍・地域記載のもので、マイナンバーが記載されていないもの） ・ 法定代理人が法人の場合は、法定代理人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」及びその役員の住民票の写し（本籍・筆頭者または国籍・地域記載のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
(2) 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 <u>（申請者が法人である場合）</u>
(3) 誓約書（欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）
(4) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 ※以下の(a)(b)のいずれかの書類
(a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類
(b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認することを示す書類 （自動車整備士や中古自動車査定士等の資格者証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等）
(5) 事業所周辺の地図（事業所の位置を明記してください。）
(6) 更新の申請では、現登録通知書の写し
(7) 490円分の切手（簡易書留料金）を貼付し、宛先を記載した角形2号（A4）封筒 <u>（登録通知書の郵送を希望する場合のみ）</u>